

『2022年版 外国人技能実習管理マニュアル』追補2

令和4年8月16日に公布された法務省・厚生労働省令第2号をうけて、出入国在留管理庁・厚生労働省編『技能実習制度 運用要領』令和4年4月の一部が改正されました。

これにより、『2022年版 外国人技能実習管理マニュアル』の一部を以下のように改訂することになります。（下線部分が改訂箇所）

2022年8月16日付一部改正 新旧対照表

●34頁1行目以下（第3章 技能実習計画の認定等）

改訂後	改訂前
<p>▶技能実習計画の記載事項</p> <p>また、省令で指定する試験（技能実習評価試験）については、省令に基づき、職種、作業、試験および試験実施者が定められています。</p> <p><u>なお、省令に基づき、取次送出機関の氏名または名称を記載する際は、併せて、送出機関番号または整理番号を申請書に記載しなければなりません。</u></p>	<p>▶技能実習計画の記載事項</p> <p>また、省令で指定する試験（技能実習評価試験）については、省令に基づき、職種、作業、試験および試験実施者が定められています。</p> <p>（新設）〔上から2行目の次に〕</p>

●34頁3行目以下（第3章 技能実習計画の認定等）

改訂後	改訂前
<p>▶技能実習計画の添付書類</p> <p>技能実習計画の認定申請に際しては、認定基準を満たしていることを証明する書類、その他必要な書類を提出しなければなりません。添付書類は、申請書の正本1通に添付し、副本1通に添付する必要はありません。</p> <p><u>なお、各種書面を提出するにあたり、取次送出期間の氏名または名称を記載する際は、併せて、送出機関番号または整理番号を申請書（参考様式第1-10および第1-21号を参照）に記載しなければなりません。</u></p>	<p>▶技能実習計画の添付書類</p> <p>技能実習計画の認定申請に際しては、認定基準を満たしていることを証明する書類、その他必要な書類を提出しなければなりません。<u>なお、添付書類は、申請書の正本1通に添付し、副本1通に添付する必要はありません。</u></p> <p>（新設）〔上から6行目の次に〕</p>

●79頁（第3章 技能実習計画の認定等）

改訂後	改訂前
<p>◎技能実習計画の変更認定と届出の区分</p> <p>項目欄</p> <p>8 監理団体等</p> <p>番号欄</p> <p>8</p>	<p>◎技能実習計画の変更認定と届出の区分</p> <p>項目欄</p> <p>8 監理団体等</p> <p>番号欄</p> <p>8</p>

<p>計画記載事項欄</p> <p>取次送出機関の氏名または名称(送出機関番号または整理番号を記載すること。)</p> <p>特記事項欄</p> <p><u>【送出機関番号または整理番号について】</u></p> <p>・<u>機構において、外国政府認定送出機関には9桁(英字3桁・数字6桁)の「送出機関番号」を、二国間取決めがされていない国または地域の送出機関には4桁の「整理番号」を付している。</u></p> <p>・<u>送出機関番号については、機構のホームページの外国政府認定送出機関一覧ページに掲載されている国ごとの認定送出機関リストにて公表している。</u></p> <p>・<u>整理番号については、上記の機構のホームページで公表しておらず、監理団体許可後または外国の送出機関の変更に係る変更届出書の提出後、機構から各監理団体に対し、個別に通知している。</u></p> <p>・<u>申請書には、送出機関番号または整理番号のいずれか1つの番号を必ず記載すること。</u></p>	<p>計画記載事項欄</p> <p>取次送出機関の氏名または名称</p> <p>特記事項欄</p> <p>(新設)</p>
--	---

●114頁1行目以下(第4章 監理団体の許可等)

改訂後	改訂前
<p>▶外国の送出機関</p> <p>ただし、送り出した技能実習生の失踪率が著しく高い送出機関は、省令において定められている要件に適合しないと判断される場合があります。</p> <p>なお、各種申請にあたり、外国の送出機関に係る氏名または名称を記載する際は、併せて、<u>送出機関番号または整理番号を申請書(省令様式第11号、第16号および第17号)に記載しなければならないところ、これらの番号に関するポイントは、次のとおりです。</u></p> <p>① <u>機構にて、外国政府認定送出機関には9桁(英字3桁・数字6桁)の「送出機関番号」を、二国間取決めがされていない国または地域の送出機関には4桁の「整理番号」を付しています。</u></p> <p>② <u>送出機関番号については、機構のホームページの外国政府認定送出機関一覧ページ(https://www.otit.go.jp/soushutsu_kikan_list/)に掲載されている国ごとの認定送出機関リストにて公表しています。</u></p> <p>③ <u>整理番号については、上記の機構のホームページで公表しておらず、監理団体許可後または外国</u></p>	<p>▶外国の送出機関</p> <p>ただし、送り出した技能実習生の失踪率が著しく高い送出機関は、省令において定められている要件に適合しないと判断される場合があります。</p> <p>(新設) [上から3行目の次に]</p>

の送出機関の変更に係る変更届出書の提出後、機構から各監理団体に対し、個別に通知します。

- ④ 申請書には、送出機関番号または整理番号のうち、いずれか1つの番号を必ず記載してください。なお、あらたに監理事業を行おうとして監理団体の許可を申請する場合には、申請書に整理番号を記載する必要はありません。

(削除)

外国政府認定送出機関は、機構のホームページ等で公表されています。